災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組(参考)

● 台風第19号による被害発生後、迅速な被害の把握や被災地の早期復 旧を人的・技術的な面から支援しています。

人的支援

被災地方公共団体に対し、迅速な被害の把握のため、リエゾン派遣を実施しています。

- 都道府県に35名のリエゾン派遣(ピーク時10月14日) (11月6日時点、5名派遣中)
- 市町村に45名のリエゾン派遣(ピーク時10月14日) (11月6日時点、2名派遣中)

技術的支援

被害を受けた農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の早期復旧のため、国の職員を派遣し、技術的助言や指導等を実施しています。

〇 発災後から11月6日まで、延べ419名の職員を派遣

浸水被害を受けた果樹園地の早期復旧に向けた特別対策

- ○台風第19号により**果樹が浸水し、樹体そのものが衰弱する被害が広範囲に発生。**
- ○大規模な改植を行う園地では、改植への支援に加え、**早期成園化**や代替農地での営農等の取組を支援。
- ○改植を行わない園地では、**次期作に向けた**、**樹体の洗浄と樹勢の回復、病害まん延防止**の取組を支援。

今回の被害の特徴

河川の氾濫により、<u>広範囲に及ぶ</u> 樹園地の浸水被害が発生





(1) 大規模な改植が必要な園地

・長期間の浸水により、<u>経営面積の大部</u> <u>分</u>で改植が必要となる場合は、 長期にわたり収入が途絶。

(2)改植を免れた園地

- ・樹体に泥やゴミが付着し、樹勢が衰弱
- ・浸水により、病害が蔓延する恐れ

特別対策の内容

(1)泥水被害を受け、改植を行う園地の取組支援

- ○改植経費(抜根、苗木の植栽等) ○幼
 - ○幼木の管理経費
 - ・慣行樹形:17万円/10a
- 22万円/10a
 - ・省力樹形:53万円/10a(新わい化栽培)
 - 33万円/10a (ジョイント栽培) 等

〔大規模な改植(経営面積の過半を改植)の場合〕

- ○早期成園化や営農の継続・発展の取組
 - ①大苗育成の取組: 20万円/10a
 - ⇒果実が実るまでの年数を短縮
 - ②代替農地での営農:52万円/10a
 - ⇒改植から成園化までの間の収入を確保
 - ③省力技術の研修: 3万円/10a
 - ⇒営農再開後に省力・効率的生産を実現

取組例:りんごの大規模改植で新わい化栽培を導入し、

①~③全てに取り組んだ場合、150万円/10a



省力樹形の例(りんごの新わい化栽培)

(2)改植を免れた園地の次期作に向けた取組支援

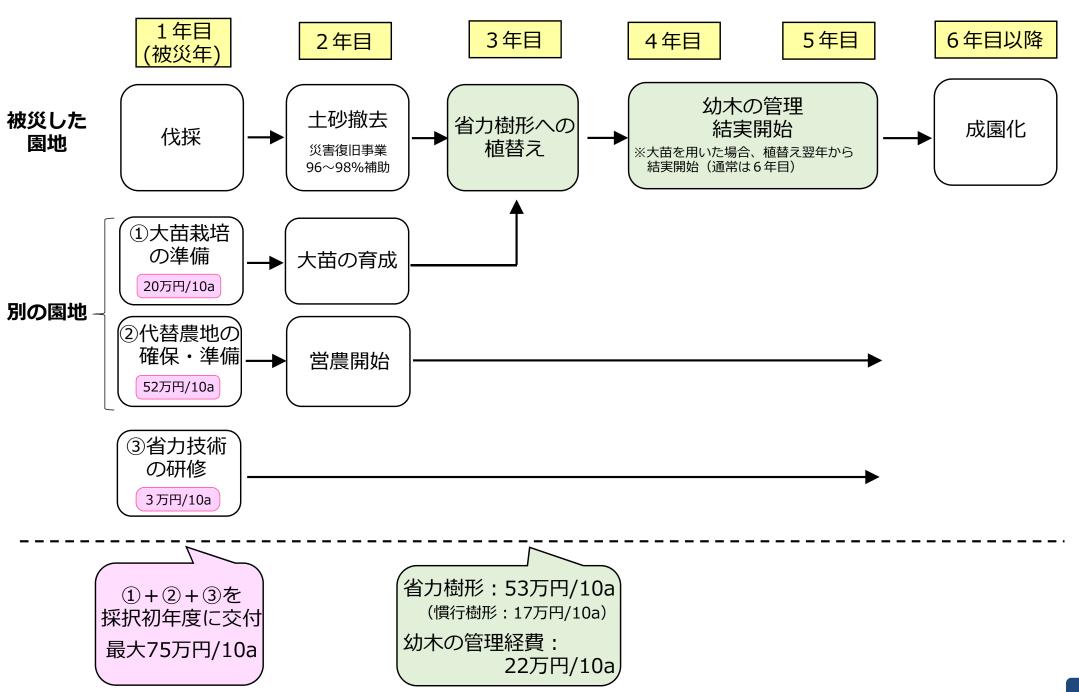
- ○樹体洗浄と樹勢回復:7.4万円/10a
 - ・泥が付着・堆積した樹体の洗浄
 - ・樹体に絡まったゴミの除去
 - ・樹勢回復のための摘果・せん定・根切り等



- ○病害まん延防止:2万円/10a【(1)の改植園地で実施する場合も支援対象】
 - ・罹病した枝の除去・処分、地域ぐるみでの薬剤散布
 - ※別途、防風ネットの導入を支援(優先採択、補助率1/2)

要件: (1) (2) ともに、**今後、収入保険又は果樹共済へ加入**すること

浸水被害を受けた農家への支援イメージ(りんごの場合)



被災した稲作農家への特別対策

・ 河川堤防の決壊等により、これまでにない大規模な水害が発生。保管していた米の被災など、特に稲作農家への被害が大きいことから、稲作農家の営農再開を緊急的に支援。

台風第19号等による被害

- 〇収穫後、出荷するまで自宅倉庫 等に保管していた米に浸水・流 出等の被害が発生し、営農再開 が困難。
- ○河川堤防の決壊等に伴う大規模 水害により、水田において土壌 侵食、表土流出等の被害。



浸水・流出した保管中の米



大規模な浸水被害を受けたほ場

被災農家営農再開緊急対策事業

○**保管していた倉庫等が浸水し、米が出荷できなかった農家**が 営農を再開するために行う取組に要する経費を支援。

【支援の対象となる取組】

土づくり、土壌診断、種苗等資材の準備、ゴミ・瓦礫の除去等

事業実施主体:市町村(国庫補助1/2)

単 価:70,000円/10a

要 件: 今後、収入保険や任意共済特約等に加入すること

水田農業継続特別対策

(持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)で実施)

○<u>地域において大規模な浸水被害を受けた稲作農業の継続</u>に向けて 行う取組に要する経費を支援。

【支援の対象となる取組】

土づくり、土壌診断、作業委託及び機械レンタル等

事業実施主体:都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

単 価 等 : ①土づくり: 10,000円/10a(定額)

②作業委託、機械レンタル等:補助率1/2

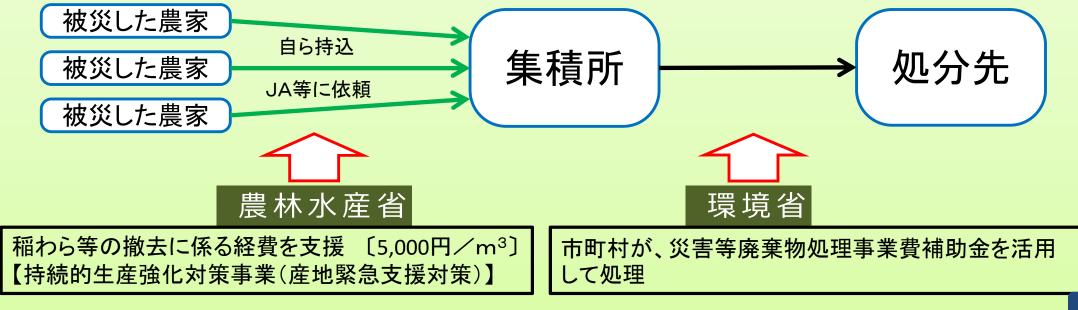
要 件:今後、収入保険や農作物共済に加入すること

ほ場等に堆積した稲わら等の処理について

● 被災された方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、稲わら等の 堆積への対応として以下の対策を講じる。

稲わら等の堆積関係

- 1. 事業概要
 - 農林水産省と環境省の事業の連携により、ほ場等に堆積した稲わら等の処理を支援。
- 2. 処理スキーム
 - 農家が集積所まで持込(自力又はJA等に依頼)
 - ※ 集積所については、市町村の環境部局、農業部局、JA等の関係団体が調整して決定する。



被災した農業用ハウス等への対応

災害復旧事業等による対応

- ① 被災した農業用ハウスのガラス片等が混入した農地について、<u>災害復旧事業により、ガラス</u> 片等の除去を支援。
- ② 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)を発動し、補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに、事前着工を可能とし、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕(被災した施設及び災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂(土砂混じりがれき等)の<u>撤去を含む</u>。)に要する経費を助成。
- ③ 被災した共同利用施設等及び卸売市場の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する 耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した<u>施設の撤去等に要する経費</u>を助 成。

災害廃棄物処理事業による対応

- ① 生活環境保全の観点から支障が認められる場合であって、市町村がこれらの農業用ハウス等について、一体的に収集(撤去を含む)、運搬及び処分を行う場合、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により支援。
- ② 「災害等廃棄物処理事業費補助金」の補助事業は、市町村に対して国庫補助が1/2、 特別交付税措置を含めると最大90%の財政支援が可能。 (激甚災害に指定された場合、最大95.7%の財政支援が可能。)

被災した農業用ハウスの復旧と補強にかかる支援

パイプハウスの復旧

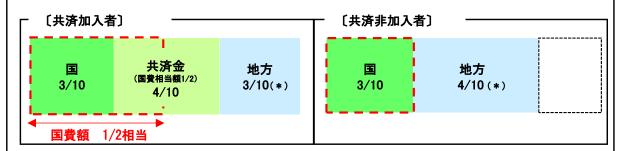






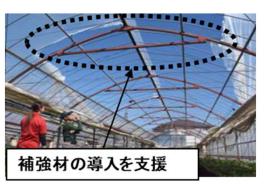
◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)※1

- 農業用ハウスの復旧・修繕・撤去。
- 補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに事前着工が可能。
- 園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2 分の1相当を支援。(共済非加入の場合は10分の3相当)



* 30年台風第24号対策では、千葉県、静岡県、愛知県で4/10を措置。 (地方公共団体の負担率は事業費を超えない範囲で調整)

パイプハウスの補強



施工業者に発注する場合

◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (地域担い手育成支援タイプ) ※2

業者が施工する場合に必要な経費を支援 (<u>補助率10分の3以内</u>)

農業者が自力で施工する場合

◇持続的生産強化対策事業※3

自力施工に必要な資材の共同購入費を支援 (補助率2分の1以内)

<u>施工業者、自力施工いずれの場合も</u>

◇農業用ハウス強靭化緊急対策事業

農業用ハウスの緊急点検の結果を踏まえ、都 道府県が定めた「農業用ハウス災害被害防止計 画」に基づく場合のみ支援

補強に必要なパイプ等の資材費や、業者が施工する場合の経費等を支援※4

(いずれも補助率2分の1以内)



※4 復旧ハウス以外の既存の農業用ハウスへの補強も対象



※1 旧被災農業者向け経営体育成支援事業

被災を機に耐候性ハウスへの移行

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援型)[※]等を活用し、被災を契機に<u>新たに産地で共</u> 同利用する耐候性ハウスの導入を支援。
- 台風での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、JAやJA出資法人が主体となり耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資の軽減等が可能。







※ 旧強い農業づくり交付金

JAまたはJA出資法人



ハウス団地(共同利用)を整備



ハウスの 一部を集積

農地を

集積

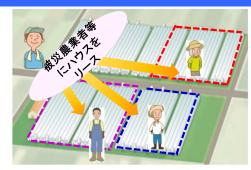
【耐候性ハウスの場合】

強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災産地施設支援型)*により、 ハウスの撤去・整備を支援 (補助率1/2以内)

【パイプハウスの場合】

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援事業) により、被災ハウスの撤去と、ハウスの資材購入 を支援(自力施工) (補助率1/2以内)

被災農業者等にハウスをリース



リース方式により、再建に当たっての初期投資を軽減

① 農業者自身が整備した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/2



② JAまたはJA出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、 リース期間中、農業者が分割して料金を払うため、農業者の初 年度の負担は大幅に軽減

低コスト耐候性ハウスとは

- 骨組みに鉄骨や角パイプを用 いたハウス(基礎あり)
- 接合部分等の改良により、従 来の鉄骨ハウスよりコストを抑え、 耐候性を向上(耐風速50m/s)

整備費 1,100~1,400万円/ 10%

低コスト耐候性ハウス(奥)とパイプハウス(手前)



※ 台風15号の強風により、パイプハウスは被害を受けたが、 低コスト耐候性ハウスに被害はなかった。

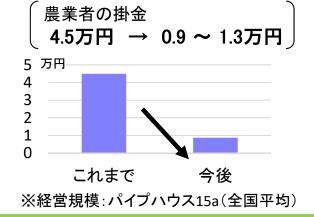
園芸施設共済の加入促進イメージ

集団加入メリット措置の導入

集団加入に適した割引パッケージ

- ① 小規模被害を補償範囲に含めなくて よいこととする
- ② 耐用年数を大幅に超過した施設を補償範囲に含めなくてよいこととする
- ③ 施設を補強したら掛金を割り引く
- ④ JA等が一斉受付を行い、確実な集団 加入が見込める場合掛金を割り引く

最大で掛金を3割以下に



生産出荷団体等による集団加入促進

JA、農業法人協会、集荷業者、直売所等(全体で9割のシェア)と共済組合が、

- ①共済の集団加入、
- ② 施設補修の促進等

に関する協定を締結

集団加入パッケージを強力に推進



集団加入促進を担保する措置

- ① 国の補助・融資金利における共済加入の要件化
- ② 協定を締結すれば、補助事業採択時のポイントを加点
- ③ ハウス建築業者の補助事業入札参加条件に「共済組合と連携して加入推進を図ること」を追加
- ④ 都道府県のハウス被害防止計画で地方公共 団体単独事業の共済加入の要件化を推進

園芸施設共済における掛金の割引について(経営規模:パイプハウス15a(全国平均))

掛金の割引措置		割引前 約4.5万円
20万円/棟以下の小規模被害を補償から除外	▲ 70%	▲3.2万円
耐用年数(パイプハウスで10年)を2.5倍以上経過した施設を補償から除外	▲20%※	▲0.3万円
施設の補強(太いパイプへの交換、これと同等の強度への補強)	最大▲15%	最大▲0.2万円
一斉受付での大宗の農業者の集団加入	▲ 5%	▲0.1万円
※ 除外対象となる施設の設置割合(パイプハウスの全国平均)		割引後 0.9~1.3万円

被災した農業用機械・畜舎等の復旧

農業用機械・畜舎の再建・修繕・再取得

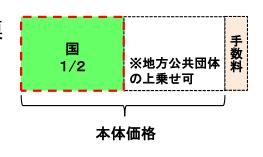
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)を発動し、農業用 機械・畜舎の再建・修繕・再取得を支援(補助率3/10以内)。
- 補助上限額や対象地域の制限を撤廃。事前着工も可能。
- 初期投資の軽減に資する中古農機の取得も対象。
- 台風第19号については、特定非常災害等に指定されたこと等を踏まえ、補助率 を1/2に引上げ。
- ※1 30年台風第24号対策では、千葉県、神奈川県で4/10を措置。
- ※2 被災後も営農をやめることなく再開しようとする者(中心経営体など農地の永続的な利用を担う者)として市町村が認める者。

【被災農業者】 地方 国 3/10 4/10 (%1) 【台風第19号の被災農業者(※2)】 地方 5/10

4/10 (%1)

農業用機械のリース

- 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)では、被災を機に作物転換・規模 拡大等を図る場合に必要な農業用機械を支援(補助率:本体価格1/2以内)。
- 共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械が対象。
- 事前着工も可能。
- 初期投資の軽減に資する中古農機の取得も対象。



「農業用機械の再取得」







「畜舎の再建〕







令和元年8月から9月の前線に伴う大雨、台風第15号における停電への対応について

● 被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再 建できるように、停電への対応として以下の対策を講じる。

農業関係

- 〇早期の営農再開に向け、停電により出荷・使用できなくなった農作物や培地の撤去・消毒等の栽培環境の整備 〇追加的な種子・種苗・培地の確保 〇他の集出荷施設等への農作物の輸送 等に必要な経費を助成。
- 〇被災した酪農・畜産農家に対し、停電に伴い発生した乳房炎の治療、死亡・廃用家畜に係る家畜導入 〇緊急的に行った非常用電源の確保等を支援。

林業関係

〇被災した特用林産物生産者の事業再 開を支援するため、特用林産に係る生産 資材の再導入に要する経費を助成。

水産関係

〇停電により出荷・使用できなくなった産 地市場や蓄養施設等の機能を回復し、早 期に経営を再開できるよう、荷さばき施設 等の修繕

〇他の産地市場への水産物輸送 等に要する経費を助成。